

令和 6 年度
年次報告等作成
(2024年版中小企業白書及び小規模企業
白書に向けた調査結果の広報業務)
事業報告書

令和 7 年 3 月
日経印刷株式会社

目次

1. 事業目的・事業概要	3
2. 事業内容	4
2-1 2024 年版中小企業白書・小規模企業白書の編集	4
2-2 2024 年度に発刊された白書等のレイアウトデザイン・広報事例.....	4
事例一覧表	4-5
事例集	6-18

1. 事業目的・事業概要

中小企業白書は、中小企業基本法上の規定に基づき、中小企業の動向及び政府が中小企業に関して講じた施策並びに講じようとする施策について報告を行うものであり、閣議決定を経て国会に提出する年次報告である。また、小規模企業白書は、小規模企業振興基本法の規定に基づき、小規模企業の動向及び政府が小規模企業に関して講じた施策並びに講じようとする施策について報告を行うものであり、閣議決定を経て国会に提出する年次報告である。

中小企業白書及び小規模企業白書には、毎年度の中小企業・小規模事業者の動向や施策が記載されていることから、中小企業・小規模事業者の経営者や中小企業・小規模事業者の支援に従事する者にとって有効な参考資料となる。そのため、白書の作成に当たっては、中小企業・小規模事業者の経営者や中小企業・小規模事業者の支援に従事する者が読みやすく、参照しやすい資料となるよう意識されており、国会提出後は中小企業庁のWEBサイトで公開されている。

そのため、本事業では、高い編集能力や優れたデザイン能力等の専門的技術をいかし、2024年版中小企業白書及び2024年版小規模企業白書に向けた調査結果について、広く一般から読みやすい形で白書として取りまとめ、広報活動に活用していくことを目的とする。

また、2025年版中小企業白書・小規模企業白書の作成の参考資料とするべく、2024年度に発刊された各省庁の白書等について、良好なレイアウトデザイン事例やその広報事例を取りまとめた。

2. 事業内容

2.1 2024年版中小企業白書・小規模企業白書の編集

- ・実施時期：2024年4月～2024年9月
- ・実施内容：
 - (1) 2024年版中小企業白書一式及び2024年版小規模企業白書一式の公表版電子媒体の作成
 - ・中小企業白書
PDF版：<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2024/PDF/chusho.html>
HTML版：<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2024/chusho/index.html>
 - ・小規模企業白書
PDF版：<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2024/PDF/shokibo.html>
HTML版：<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2024/shokibo/index.html>
 - (2) 2024年版中小企業白書一式及び2024年版小規模企業白書一式の閣議版電子媒体の作成

2.2 2024年度に発刊された白書等のレイアウトデザイン・広報事例

2025年版中小企業白書・小規模企業白書の作成の参考資料とするべく、2024年度に発刊された各省庁の白書等について、良好なレイアウトデザイン事例やその広報事例を取りまとめた。

<事例一覧表>

No	官庁名	白書等名称	抜粋ページ	掲載ページ
1	外務省	令和6年版外交青書 広報用ポスター	—	P6
2	防衛省	令和6年版はじめての防衛白書 広報用資料	P3～4	P7
3	総務省	令和6年版地方財政白書	P12～13	P7
4	外務省	外交青書2024	P98～99	P8
5	海上保安庁	海上保安レポート2024	P14～15	P8
6	内閣府	令和6年版防災白書	P4～5	P9
7	内閣官房	令和6年版水循環白書	P2～3	P9
8	内閣官房	令和6年版水循環白書 参考資料集	P6～7	P10
9	資源エネルギー庁	エネルギー白書2024	P12～13	P10
10	農林水産省	令和5年度食育白書	P58～59	P11
11	内閣府	令和6年版高齢社会対策白書	P2～3	P11

No	官庁名	白書等名称	抜粋ページ	掲載ページ
12	人事院	令和6年版公務員白書	P36～37	P12
13	防衛省	令和6年版防衛白書	P1～2	P12
14	こども家庭庁	令和6年版こども白書	P46～47	P13
15	警察庁	令和6年版警察白書	P48～49	P13
16	総務省	令和6年版情報通信白書	P14～15	P14
17	環境省	令和6年版環境・循環型社会・生物多様性白書	P72～73	P14
18	文部科学省	令和5年科学技術・イノベーション白書	P46～47	P15
19	農林水産省	令和5年版食料・農業・農村白書	P44～45	P15
20	文部科学省	令和5年度文部科学白書	P182～183	P16
21	厚生労働省	令和6年版厚生労働白書	P236～237	P16
22	厚生労働省	令和6年版労働経済白書	P30～31	P17
23	厚生労働省	令和6年版自殺対策白書	P80～81	P17
24	総務省	令和6年版地方財政白書ビジュアル版	P13～14	P18
25	内閣府	令和6年版経済財政白書	P87～88	P18

＜事例集＞

No 1. 令和6年版外交青書 広報用ポスター（外務省）



ASEAN-JAPAN 50th YEAR COMMEMORATIVE SUMMIT

(写真提供：内閣広報室)






(写真提供：内閣広報室)

世界の動きを知り、日本の未来を考える

外交青書2024

令和6年版(第67号) 編集：外務省





(写真提供：内閣広報室)




(写真提供：内閣広報室)



(写真提供：JICA)



PRESIDENT



(写真提供：外務省)

- 2023年の国際情勢と日本外交について、写真や図表も活用し、包括的かつ分かりやすく記述
- 2023年の日本外交のハイライトとして「2023年広島サミット：広島から世界へー分断と対立ではなく協調と平和の世界へー」を巻頭で特集
- 外交青書2024の要旨を第1章「国際情勢認識と日本外交の展望：歴史の転換点にある世界へのメッセージー人間の尊厳ー」に掲載
- 「しなやかで、揺るぎない地域外交」、「世界と共創し、国益を守る外交」、「国民と共にある外交」と題し、2023年の日本外交の取組を詳細に説明
- 重要課題を解説した特集や親しみやすいコラムも多数掲載
- 日本外交と国際社会の動きが一目で分かる「国際社会及び日本の主な動き」と「要人往来」など巻末資料も充実

主な内容

巻頭特集 2023年広島サミット：広島から世界へー分断と対立ではなく協調と平和の世界へー

第1章 国際情勢認識と日本外交の展望：歴史の転換点にある世界へのメッセージー人間の尊厳ー

第2章 しなやかで、揺るぎない地域外交

第3章 世界と共創し、国益を守る外交

第4章 国民と共にある外交

巻末資料 慰安婦問題参考資料、日朝鮮半島出身労働者問題参考資料、国際機関などに対する提出実績、グローバルな課題の解決に向けてー国際機関で働くという選択肢ー、外務省における採用情報、地方創生支援事業一覧、国際社会及び日本の主な動き、要人往来、用語索引

B5判 オールカラー 434ページ 定価：2,200円(本体2,000円＋税10%)

編集：外務省 発行：日経印刷株式会社 ISBN978-4-86579-420-5 ¥2000E

外交青書ホームページ：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/index.html>



2 日本の周りで何が起きているの？

北朝鮮
 弾道ミサイルの発射を維持するために、
 短距離弾道ミサイルなどの開発を積極的に行っています。既に日本を攻撃する能力を有していると考えられます。

ICBM 豊城演習ミサイル(3月18)発射時に
 北朝鮮で公表した動画
 [朝鮮通信社・時事]

ロシア
 軍の設備を更新しており、北方領土を含む日本の領土で活発な活動を続けています。

ロシアは、半島に展開している北方領土に
 新しい部隊を配備(ロシア国防省4月)

**中国による軍事関係強化がむ
 ファイアリークロス艦**

2014年9月
 中国海軍の新型駆逐艦

2020年8月
 竣工(総重量:約22,723t)
 (2015年竣工予定)
 長さ175m
 排水量(満載)
 約23,000t
 [CSIS/AMT/Massive]

21世紀半ばに「世界一強盛の軍隊」を有することを自負し、とても速いペースで軍備力を強めています。
 近年、尖閣諸島周辺を含む日本の領土で軍の動きや飛行機の活動を活発化させています。

2023年度、
 尖閣諸島周辺に
 日本の領土に侵入した
 海警の船
 のべ1,316隻
 (2022年度:のべ1,237隻)

2023年度、
 尖閣諸島周辺に
 日本の領土に侵入した
 海警の船
 のべ117隻
 (2022年度:のべ121隻)

●日本の周りには、核兵器を含む大規模な軍事力を持ち、日本とは価値観や政治・経済体制を共有しない国家や地域が数多くあります。また、歴史的経緯から外交関係などが複雑な地域でもあります。

- 2024年度の中国の国防費（軍費）に使う予算は33兆円以上で、これは日本の防衛のための予算の4倍以上です。
- 中国軍の船は、日本周辺で活発に活動しています。
- 中国は、台湾を中国の一部だと考えています。（台湾を「平和的に統一したい」とも言っています）
- 中国は、力づくで統一することを諦めない」とも言っています。
- 南シナ海、台湾周辺でも威圧的な活動を続けています。



3期自に入った習近平総書記
[EPA=時事]

- 北朝鮮は、核兵器やミサイルの開発を続けていて、2023年9月には、憲法に「核兵器発展の高度化」を明記しました。
- ウクライナ侵略を続けるロシアに、ミサイルの提供などを行っています。

- ロシアは、たくさんの戦兵隊を持ち、また、新しい武器の開発も続けています。
- 日本の領土である北方領土を不法に占拠し、近年では新しい武器を配備しています。

また、日本周辺で、中国とロシアの軍の船や飛行機が一緒に行動する動きもみられます。

- ウクライナでは、現在も戦争が続いています。

中国は、国防費の高い水準での増強を背景に、海上・航空能力や核・ミサイル能力を中心に、さまざまな軍勢力を速いペースで増強しています。

また、中国は、尖閣諸島周辺において、力による一方的な現状変更の試みを長年にわたって繰り返しています。

実際に戦える能力を身につけることを目的としておりとみられます。国際社会としては、軍事的な挑発・威嚇とみえています。

第1部 令和4年度の地方財政の状況

令和4年度の地方財政の状況 第1部

插入鏈計法

姓名	学号	成绩	排名
张三	1001	85	1
李四	1002	78	2
王五	1003	92	3
赵六	1004	65	4
孙七	1005	88	5
周八	1006	72	6
吴九	1007	80	7
郑十	1008	75	8
冯十一	1009	82	9
陈十二	1010	70	10

区 分	令年度		前年度		増減額	増減率
	4年度	3年度	4年度	3年度		
地方 道 税	440,522	424,089	36.1	33.1	16,432	3.9
地方 建 物 税 (※)	27,621	24,468	2.3	1.9	3,153	12.9
地方特別交付金等 (※)	2,227	4,547	0.2	0.4	2,320	51.0
地方 交 付 税	186,310	195,049	15.3	15.2	8,239	4.5
小計 (一般財源)	656,679	648,153	53.9	50.5	8,527	1.3
(一般財源外)	69,636	75,252	5.4	5.0	10,284	14.8
国 庫 支 出 金	267,115	320,716	19.1	25.0	83,601	41.6
地 方 債 借 入 金	87,812	117,454	7.2	9.2	29,642	33.5
地方 債 借 入 金 償 還 金	16,402	44,213	1.3	3.4	27,811	252.9
その他 財 源	207,845	196,588	17.0	15.2	11,257	5.7
合 計	1,219,452	1,282,911	100.0	100.0	63,459	4.9

地方譲与税は、特別法人事業譲与税の増加等により、前年度と比べると12.9%増となっている。

地方交付税は、国税収入の補正等に伴う増加幅が縮小したこと等により、前年度と比べると

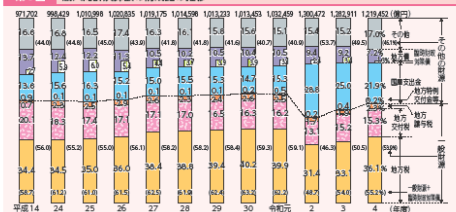
その結果、一般財源は、前年度と比べると1.3%増となっている。なお、一般財源に臨時財政対

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減少等により、前年度と比

地方債は、臨時財政対策債の減少等により、前年度と比べると25.2%減となっている。

その他は、基金からの繰入金の増加等により、前年度と比べると5.7%増となっている。

歳入純計決算額の構成比の推移は、第8図のとおりである。



その後は令和元年度以前の水準に戻る方向へ推移している。

し、その後は令和元年度以前の水準に戻る方向へ推移している。

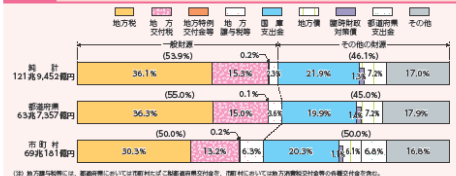
感染症対応地方創生臨時交付金の増加等により大きく上昇し、その後は令和元年度以前の水準に戻

地方債の構成比は、近年は臨時財政対策債の減少等により低下の傾向にある。

以前の水準に戻る方向へ推移している。

第9図 団体区分別歳入決算額の構成比の状況（令和4年度）

第9図 団体区分別歳入決算額の構成比の状況（令和4年度）



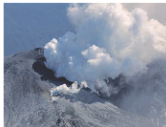
(注) 地方課税等には、都道府県においては市町村たばこ製煙課税交付金等、市町村においては地方消費税交付金等の各種交付金を含む。

No6. 令和6年版防災白書（内閣府）

第1節 御嶽山噴火を振り返る

長野県が取りまとめた『長野県御嶽山噴火災害対応記録集』に基づき、噴火直後の状況や救助・救出活動の記録について以下のとおり整理した。

9月27日（土）	御嶽山が噴火。 山の麓から半歩は荒れた状態に119番通報。約40名が避難している。 12時35分 長野県が「山口県内御嶽山」を発見し、噴火警報レベルをレベル1（初期）からレベル2（山頂部）に引き上げ。 13時00分 長野県が「山口県内御嶽山」を発見し、噴火警報レベルをレベル2（山頂部）からレベル3（山頂部）に引き上げ。 14時20分 長野県が「山口県内御嶽山」を発見し、噴火警報レベルをレベル3（山頂部）からレベル4（山頂部）に引き上げ。 19時00分 長野県が「山口県内御嶽山」を発見し、噴火警報レベルをレベル4（山頂部）からレベル5（山頂部）に引き上げ。 19時25分 長野県が「山口県内御嶽山」を発見し、噴火警報レベルをレベル5（山頂部）からレベル6（山頂部）に引き上げ。 20時30分 長野県が「山口県内御嶽山」を発見し、噴火警報レベルをレベル6（山頂部）からレベル7（山頂部）に引き上げ。 22時30分 長野県が「山口県内御嶽山」を発見し、噴火警報レベルをレベル7（山頂部）からレベル8（山頂部）に引き上げ。 9月28日（日） 05時30分 長野県が「山口県内御嶽山」を発見し、噴火警報レベルをレベル8（山頂部）からレベル9（山頂部）に引き上げ。 06時51分 長野県が「山口県内御嶽山」を発見し、噴火警報レベルをレベル9（山頂部）からレベル10（山頂部）に引き上げ。 07時40分 長野県が「山口県内御嶽山」を発見し、噴火警報レベルをレベル10（山頂部）からレベル11（山頂部）に引き上げ。 11時40分 長野県が「山口県内御嶽山」を発見し、噴火警報レベルをレベル11（山頂部）からレベル12（山頂部）に引き上げ。 12時 長野県が「山口県内御嶽山」を発見し、噴火警報レベルをレベル12（山頂部）からレベル13（山頂部）に引き上げ。 14時 長野県が「山口県内御嶽山」を発見し、噴火警報レベルをレベル13（山頂部）からレベル14（山頂部）に引き上げ。 19時30分 長野県が「山口県内御嶽山」を発見し、噴火警報レベルをレベル14（山頂部）からレベル15（山頂部）に引き上げ。 22時45分 長野県が「山口県内御嶽山」を発見し、噴火警報レベルをレベル15（山頂部）からレベル16（山頂部）に引き上げ。 9月29日（月） 06時10分 長野県が「山口県内御嶽山」を発見し、噴火警報レベルをレベル16（山頂部）からレベル17（山頂部）に引き上げ。 07時09分 長野県が「山口県内御嶽山」を発見し、噴火警報レベルをレベル17（山頂部）からレベル18（山頂部）に引き上げ。 11時25分 長野県が「山口県内御嶽山」を発見し、噴火警報レベルをレベル18（山頂部）からレベル19（山頂部）に引き上げ。 16時30分 長野県が「山口県内御嶽山」を発見し、噴火警報レベルをレベル19（山頂部）からレベル20（山頂部）に引き上げ。 9月30日（火） 06時12分 長野県が「山口県内御嶽山」を発見し、噴火警報レベルをレベル20（山頂部）からレベル21（山頂部）に引き上げ。 06時20分 長野県が「山口県内御嶽山」を発見し、噴火警報レベルをレベル21（山頂部）からレベル22（山頂部）に引き上げ。 12時15分 長野県が「山口県内御嶽山」を発見し、噴火警報レベルをレベル22（山頂部）からレベル23（山頂部）に引き上げ。 12時40分 長野県が「山口県内御嶽山」を発見し、噴火警報レベルをレベル23（山頂部）からレベル24（山頂部）に引き上げ。 14時20分 長野県が「山口県内御嶽山」を発見し、噴火警報レベルをレベル24（山頂部）からレベル25（山頂部）に引き上げ。 10月1日（水） 05時10分 長野県が「山口県内御嶽山」を発見し、噴火警報レベルをレベル25（山頂部）からレベル26（山頂部）に引き上げ。 06時15分 長野県が「山口県内御嶽山」を発見し、噴火警報レベルをレベル26（山頂部）からレベル27（山頂部）に引き上げ。 07時23分 長野県が「山口県内御嶽山」を発見し、噴火警報レベルをレベル27（山頂部）からレベル28（山頂部）に引き上げ。 11時45分 長野県が「山口県内御嶽山」を発見し、噴火警報レベルをレベル28（山頂部）からレベル29（山頂部）に引き上げ。
----------	--



9月28日 噴火の火口から煙が上がる
出典：長野県（2020）『長野県御嶽山噴火災害対応記録集』



9月28日 噴火の火口から煙が上がる
出典：長野県（2020）『長野県御嶽山噴火災害対応記録集』



10月1日 火山灰で覆われた岩場を捜索
出典：長野県（2020）『長野県御嶽山噴火災害対応記録集』

前ページに続く

令和6年版防災白書

令和6年版防災白書 5

No7. 令和6年版水循環白書（内閣官房）

特集 一人一人の生活と健全な水循環の結び付き

一人一人の生活と健全な水循環の結び付き

（はじめに）

私たちは古くから、飲用水等の生活用水、工業用水、農業用水等、様々な形で水資源を利用するとともに、川や水辺の美しい景観やレクリエーション、水辺をいかしたまちづくり等、多くの恩恵を水から受けてきた。令和6年能登半島地震においても、飲用水にとどまらず、生活用水の確保の重要性が改めて認識された。暮らしに欠かせない水であるが、地球上に存在する水は、海水や河川の水として常に同じ場所にとどまっているわけではない。太陽のエネルギーによって、海水や地表の水が蒸発し、上空で雲になり、やがて雨や雪になって地表面に降り、それが次第に集まり川となり、あるいは地下を流れて、海に至るといったように、絶えず水は循環しており、この一連の過程が「水循環」と呼ばれている。「水循環基本法（平成26年法律第16号）」では、人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態で「健全な水循環」と定義し、この健全な水循環を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進していくことが、水のもたらす恩恵を将来にわたり享受するために不可欠としている。

我が国では安心して水が飲める暮らし¹やいつでも豊富に水を使える生活が当たり前²になっており、生活用水に係る上下水道は国民生活に最も身近な存在でありながら、水循環として上下水道が意識される機会は多くないのではないかと。ダムや湖に貯まった水が川を流れ、浄水場、ポンプ場、配水管等を通じて各家庭まで届けられ、さらに、使われた水が下水道管を流れて下水処理場に送られ、再びきれいな水が川に戻るというように、水が様々な施設を通り豊かな生活が営まれている。私たち一人一人が日々の生活における水との関わりを水循環の一部として意識することが、水資源の重要性を再認識し、将来にわたって健全な水循環を維持することにつながる。

令和6年度、水道法が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることとなった。長らく厚生労働省³が「水道法（昭和32年法律第177号）」等に基づき水道行政を、国土交通省⁴が「下水道法（昭和33年法律第79号）」等に基づき下水道行政を実施してきたところ、今般の水道行政の移管によって、水道行政の一層の機能強化や直面する課題の効率的な解決が期待されている。この機を捉え、本特集では、令和6年能登半島地震での対応も念頭に、健全な水循環における上下水道の役割に焦点を当てることとする。

1 国土交通省「令和5年版日本の水資源の状況」によれば、水道水をそのまま飲める国は、日本を含めて世界で11か国しかない。
2 内閣府「水循環に関する意識調査（令和2年10月調査）」において、「水のとれかたの良し悪しを気にする」とは、「安心して水が飲める暮らし」との回答割合は多少差は出る（図表）。
3 4 平成13年1月の中央官庁移管以前はそれぞれ厚生省、建設省。

令和6年版 水循環白書

令和6年版 水循環白書 3

10月2日（水）

06時

11時26分

14時45分

10月3日（木）

04時55分

10月30分

10月4日（金）

05時45分

05時30分

15時00分

10月5日（土）

05時47分

14時02分

14時05分

10月6日（日）

05時43分

15時15分

10月8日（火）

06時

15時50分

10月9日（水）

06時

09時10分

10月10日（木）

06時

17時07分

10月11日（金）

06時

15時05分

17時

10月12日（土）

06時

10月13日（日）

06時

10月14日（月）

06時

10月15日（火）

06時

10月16日（水）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

10月17日（木）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

10月18日（金）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

10月19日（土）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

10月20日（日）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

10月21日（月）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

10月22日（火）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

10月23日（水）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

10月24日（木）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

10月25日（金）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

10月26日（土）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

10月27日（日）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

10月28日（月）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

10月29日（火）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

10月30日（水）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

10月31日（木）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

11月1日（金）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

11月2日（土）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

11月3日（日）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

11月4日（月）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

11月5日（火）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

11月6日（水）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

11月7日（木）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

11月8日（金）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

11月9日（土）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

11月10日（日）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

11月11日（月）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

11月12日（火）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

11月13日（水）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

11月14日（木）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

11月15日（金）

06時

06時03分

09時25分

14時25分

17時40分

11月1

水循環に関する取組は、この「流域」を意識しながら実施していくことが重要である。

図表 3 消費のイメージ図



資料) 国土交通省資料より内閣官庁水環境政策本部事務局作成

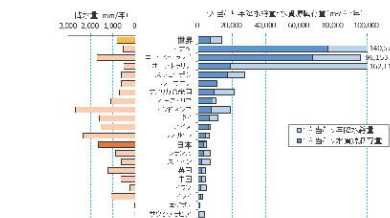
(3) 我が国の水循環の実態

(我が国の気候の特徴)

我が国は、世界（陸域）でも有数の多雨地帯であるモンスーンアジアの東端に位置し、年降水量は約1,668mm¹と、世界の年降水量約814mmの約2倍となっている。一方、これに国土面積を乗じ、全人口で除したとき、当り人の年降水量をみると、我が国は約5,600mm²/人・年であり、世界の一人当たり年降水量総量約14,000mm²/人・年の3分の1程度³となっている。また、水資源賦存量を一人当たりとすると、我が国は約3,400mm³/人・年と、世界平均である約7,900mm³/人・年の2分の1以下である（図表4、5）。

1. FAO (国連食糧農業機関)「AQUASTAT」の令和5年9月アクセス時点のデータ
2. FAO (国連食糧農業機関)「AQUASTAT」のデータより国土交通省水資源部算出

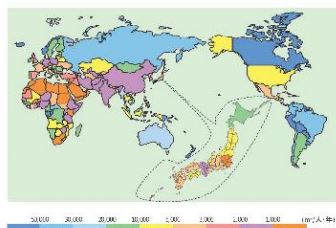
国名	降水量 (mm/年)	人口 (万人)	国土面積 (万km ²)
日本	1,600	127	37.8
中国	680	139	9,600
インド	1,180	100	3,280
米国	1,200	270	9,500
ブラジル	1,500	170	8,500
ロシア	600	140	17,100
南アフリカ	450	50	1,200
オーストラリア	1,200	20	7,700
ドイツ	800	82	35.7
フランス	700	64	64.0
英国	1,100	59	24.5
イタリア	1,000	59	30.1
スペイン	600	45	50.6
ポランド	650	38	31.3
ハンガリー	600	10	9.3
チェコ	600	10	7.9
スロバキア	600	5	4.8
スロベニア	1,500	2	20.3
クロアチア	1,500	4	56.6
セルビア	1,500	7	77.6
モンテネグロ	1,500	0.6	13.8
ボスニア・ヘルツェゴビナ	1,500	0.5	51.1
マケドニア	1,500	2	25.7
アルバニア	1,500	0.3	28.7
ギリシャ	1,500	11	113.7
トルコ	600	70	783.6
イラン	600	70	1,648.2
アフガニスタン	600	25	647.5
パキスタン	600	150	796.0
インドネシア	1,500	200	1,904.1
マレーシア	1,500	20	330.9
シンガポール	1,500	0.5	719.0
タイ	1,500	60	513.1
ラオス	1,500	6	236.8
ミャンマー	1,500	50	676.6
カンボジア	1,500	15	181.0
ベトナム	1,500	75	331.2
フィリピン	1,500	80	340.9
インドネシア	1,500	200	1,904.1
マレーシア	1,500	20	330.9
シンガポール	1,500	0.5	719.0
タイ	1,500	60	513.1
ラオス	1,500	6	236.8
ミャンマー	1,500	50	676.6
カンボジア	1,500	15	181.0
ベトナム	1,500	75	331.2
フィリピン	1,500	80	340.9



資料) FAO (国連食糧農業機関)「AQUASTAT」の令和5年9月アセスメント時点のデータより国土交通省水資源部作成

特に、我が国の首都圏だけを見ても、一人当たりの水資源賦存量は北アフリカや中東諸国と同程度の値となっており、限られた水資源を有効に利用する取組が必要であることが分かる（図表5）。

図表5 世界の一人当たりの水資源賦存量



資料) FAO (国連食糧農業機関)「AQUASTAT」の令和5年9月アクセス時点のデータより国土交通省水資源部作成

No9. エネルギー白書2024（資源エネルギー庁）

1-1 福島復興の進捗

はじめに

日本のエネルギー政策全体の大きな転換点となった東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故の発生から13年が経過しました。「ALPS処理水^{※1}」の海洋放出の開始や、「特定復興再生拠点区域^{※2}」の全域における避難指示解除の完了、「特定帰還居住区域^{※3}」制度の創設等、福島復興・再生は一步一步着実に進展していますが、福島の復興には中長期的な対応が必要です。政府としては、引き続き、被災地の実態を十分に踏まえ、地元との対話を重視しつつ、施策の具体化を進め、復興に向けた道筋をこれまで以上に明確にいたします。

本章では、第1節で、東京電力福島第一原子力発

電所の汚染・汚水処理・水害対策について、2003年4月までの調査の汚水処理については事業中、翌2004年4月から汚水放出が開始したとAP5発表内容に示す取組、また、該電所の投入量に示す投入量に換算したものの汚水放出量とはあくまで真意に示す汚水放出の状況について記載している。記載では、電力会社担当者への支援について、避難指示解除の状況や、特定復興再生拠点区域へ、産業復興居住区域の整備、産業施設の建設に協力、産業復興拠点の整備、島根ハイパースクール・コースト構想（以下、島根ハイパースクール）の推進に協力した取組、被災者生活再建支援事業、なかの再建支援に活用する取組等について記載している。第3節では、福島省エネルギー能力センター（以下「省エネ」）と、新エネルギーの普及を切り拓く（発掘）こととして、新エネルギーの普及・社会を先導するキミダの創出点として「福島省エネセンター」について記載している。第4節では、電力の再構築を促している。この3年間での実績・進展を整理して記載している。

- ※1 2021年4月分の「環境電力データベース」において、福島県内唯一電力供給地における生活排水処理施設等排水水質の4月分に関する基本方針、決定を促すに、風評被害防止の最も目的は、「TALPS処理水」の高度な処理を、「トリチウム」以外の核種について、環境放出の量の規制基準を満たす」のみを「TALPS処理水」と呼称することとする。
- ※2 将来にわたって居住を抑制するとされてきた「帰還困難区域」内に、避難指示を解除して居住を可能とするものと、これらからなる区域の2つ。
- ※3 特定避難発生リスク低減区域内において、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還による生活の再開を目指す区域のもの。

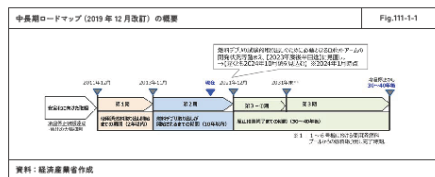
1-1-1

東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故への取組

1. 廃止措置等に向けた中長期ロードマップ

廃炉・汚染水・処理水対策は、2019年に改訂された「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所廃止措置等に向けた中長期ロードマップ⁴⁾」(2019年12月27日 廃炉・汚染水対策関係閣僚等会合議決。以下「中長期ロードマップ」という。)に基づいて進められています。この改訂では、リスクの早期低減・安全確保を最優先に進める「復興と廃炉の両立」を改めて大原則として位置づけました。この大原則に基づき、個別の対策についても見直しを行っています。(図.F11i1-1)。

引き続き、国も前面に立って、東京電力福島第一原子力発電所の現場状況や廃炉に関する研究開発成果等を踏まえ、中長期ロードマップに継続的な検証を加えつつ、必要な対応を安全かつ着実に進めていきます。



- ※4 本ロードマップは、2011年に決定された「東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(2011年12月21日 原子力災害対策本部政府・東京電力中長期対策会議決定)を継続的に見直しているものであり、廃炉措置等に向けた取組の基本方針です。

2. 汚染水・処理水対策等

[illegible]

1-1

東日本大震災

電力福島第

東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故への取組

No10. 令和5年度食育白書（農林水産省）

第1章
家庭における食育の推進

同調査の結果によると、朝食を毎日食べている小・中学生と、全く食べていない小・中学生の間には、各教科の平均正答率の差が15ポイント前後あります（図表2-1-7）。また、スポーツ庁が小学校5年生と中学校2年生を対象に実施した令和5（2023）年度「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」によると、毎日朝食を食べる子供ほど、体力合計点が高い傾向にあります（図表2-1-8）。

図表2-1-7 朝食の摂取と「全国学力・学習状況調査」の平均正答率との関係

図表2-1-8 朝食の摂取と「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」の体力合計点との関係

第1章
家庭における食育の推進

第1部
子供の基本的な生活習慣の形成

2 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

（1）子供の生活習慣づくりの推進

朝食をとることは、栄養補給だけでなく、脳や消化器官を目覚めさせ、体内時計のリズムを整えることになり、適切な生活習慣の育成と、心身の健康の保持につながります。

文部科学省では子供の健全な成長に必要となる、十分な睡眠、バランスのとれた食事、適切な運動等、規則正しい生活習慣づくりを社会全体の取組として推進しています。

令和5（2023）年度は、独立行政法人国立青少年教育振興機構と連携、協力し、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を促進するための「早寝早起き朝ごはん」フォーラム事業を全国3か所で開催するとともに、中高生の基本的な生活習慣の維持・定着・向上を図るための「早寝早起き朝ごはん」推進校事業を全国12か所で開催しました。

令和5（2023）年度は、独立行政法人国立青少年教育振興機構と連携、協力し、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を促進するための「早寝早起き朝ごはん」フォーラム事業を全国3か所で開催するとともに、中高生の基本的な生活習慣の維持・定着・向上を図るための「早寝早起き朝ごはん」推進校事業を全国12か所で開催しました。

「早寝早起き朝ごはん」国民運動
（早寝早起き朝ごはん）の推進
URL: <https://www.hayanehayaki.jp>

（2）「早寝早起き朝ごはん」全国協議会との連携による運動の推進

「早寝早起き朝ごはん」全国協議会（以下「全国協議会」という。）は、平成18（2006）年に発足し、幅広い関係団体や企業等の参加を得て、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を文部科学省と連携して推進しています。令和5（2023）年8月現在、全国協議会の会員団体数は314で、様々な年齢層の子供や保護者に向けたガイドブックの作成・配布、全国フォーラム・総会の企画・運営等、子供の基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる取組を展開しています。

令和5（2023）年3月には、子供たちが自分でできることが、かつ栄養バランスの取れた朝食のレシピをまとめた「朝ごはんポケットレシピ」を作成しました。

また、令和4（2022）年度に引き続き、令和5（2023）年度も独立行政法人国立青少年教育振興機構、体験の風をおこそう運動推進委員会、全国協議会の三者が連携し、「未来を拓く子供応援フォーラム」を開催しました。同フォーラムは、青少年教育関係者を始めとした多くの方々に、青少年期における体験の重要性や基本的な生活習慣を身に付けることの重要性について理解を深めていただくことを目的としています。

第1章
家庭における食育の推進

No11. 令和6年版高齢社会白書（内閣府）

第1章
高齢化の状況

第1節 高齢化の状況

1 高齢化の現状と将来像

100人に対する男性人口は76.6であり、女性対女性の比は約3対4となっている。

65歳以上人口のうち、「65～74歳人口」は1,615万人（男性773万人、女性842万人）で総人口に占める割合は13.0%となっている。また、「75歳以上人口」は2,008万人（男性799万人、女性1,209万人）で、総人口に占める割合は16.1%であり、65～74歳人口を上回っている（表1-1-1）。

表1-1-1 高齢化の現状

項目	令和5年10月1日		
	総数	男	女
人口	12,435	6,049	6,386
65歳以上人口	3,623	1,571	2,051
65～74歳人口	1,615	773	842
75歳以上人口	2,008	799	1,209
75～84歳人口	1,337	592	745
85～94歳人口	602	203	399
95歳以上人口	68	13	55
15～64歳人口	7,395	3,752	3,643
15歳未満人口	1,417	1,030	691
人口	100.0	100.0	100.0
65歳以上人口（高齢化率）	29.1	25.0	32.1
65～74歳人口	13.0	12.8	13.2
75歳以上人口	16.1	13.2	18.9
75～84歳人口	10.8	9.8	11.8
85～94歳人口	4.8	3.4	6.3
95歳以上人口	0.6	0.2	0.9
15～64歳人口	59.5	62.0	57.1
15歳未満人口	11.4	12.0	10.8

資料：総務省「人口統計」令和5年10月1日（速報値）
注1 「性比」は、女性100人に対する男性人口
注2 高齢化率の算出で、見合せても100%にならない場合は数値と一致しない場合があります。

第1部
高齢化の状況

第1部
高齢化の状況

我が国の65歳以上人口は、昭和25年には総人口の5%に満たなかったが、昭和45年に7%を超え、さらに、平成6年には14%を超えた。高齢化率はその後も上昇を続け、令和5年10月1日現在、29.1%に達している。

また、15～64歳人口は、平成7年に8,716万人でピークを迎え、その後減少に転じ、令和5年には7,395万人と、総人口の59.5%となった（図1-1-2）。

（2）将来推計人口で見る令和52（2070）年の日本

令和5年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」における出生中位・死亡中位仮定による推計結果（以下本節においては全てこの仮定に基づく推計結果）を概観する。将来推計人口とは、全国の将来の出生、死亡及び国際人口移動について仮定を設け、これらに基づいて我が国の将来の人口規模並びに年齢構成等の人口構造の推移について

図1-1-2 高齢化の推移と将来推計

第1部
高齢化の状況

No12. 令和6年版公務員白書（人事院）

第1章 職員の任免

第1章 人材確保

第2部 令和5年度業務状況

第1章 職員の任免

職員の任用は、成績主義に基づき、受検成績、人事評価又はその他の能力の実証により行うものとされている。職員の採用は、公開平等の競争試験によることを基本とし、これによらない場合は選考を行っている。このような中、公務の活性化のために、公務外での専門的な実務経験等を有する人材を採用する制度や任期付職員制度等各種の制度が整備され、公正な能力実証や採用手続の下、多様な民間人材が公務に選考採用されている。

また、採用後の昇任、転任等についても、この成績主義に基づき、公正に実施されなければならない。人事評価の結果を任免に活用すべく、各所管に対して、制度の趣旨にのっとり運用を行うよう指導を行っている。さらに、人材育成、公務の活性化等の観点から、官民人事交流制度についても、公正を確保しつつ、円滑な推進のための環境整備を進めている。

一方、公務能力の維持及び公務の適正な運営の確保の観点から、職員が一定の事由に該当する場合には、その意に反して免職、降任、休職等の処分を行うことができることとされている。

第1章 人材確保

行政課題が一層複雑・高度化している中で、国民全体の奉仕者として公務能力を維持・向上させていくためには、時代環境に対応できる多様な有為な人材を確保していくことが重要な課題である。

若年層において進路選択の早期化や就業意識の多様化が進化する中、公務における人材確保については、民間企業等との人材獲得競争が激しくなるなど非常に厳しい状況にある。このような中、時間や場所にとらわれずに様々な活動を展開できるオンラインによる配信やアーカイブの公開を積極的に行うなど、国家公務員が社会への貢献とやりがいを感じられる魅力的な職業であることや各所管が求める具体的な人材像などを発信するとともに、民間就職支援会社等が開催する合同説明会や各種情報発信媒体を一元活用するなど、新たな人材供給源を開拓するために、各所管や大学等との連携・協力の下、積極的に人材確保のための活動を行った。

また、現下の公務組織における職員の年齢層別の在職状況の偏りや行政課題の複雑・高度化を踏まえれば、公務組織を支える多様な有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新進卒若手等の確保・育成に加えて、民間企業等における多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致することが不可欠な状況にある。

このような中、国家公務員として働く魅力や採用プロセス等を民間就職情報サイトに掲載し、情報発信を行うとともに、民間就職支援会社が開催する転職希望者向けの説明会にも出席し、これまで国家公務員への転職を検討してこなかった層も対象に人材確保のための活動を行った。

表1-1 令和5年度人材確保のための活動の実施状況

開催イベント	開催時期	実施回数	参加人数
公開研究スタートダッシュ	令和5年6月3日（土） 1回（WEB）	1回（WEB）	約700人
WEB公開研究セミナー	令和5年9月16日（土） 1回（WEB）	1回（WEB）	延べ 約11,200人 アーカイブ公開
公開研究セミナー（本府署） n	令和5年9月～ 令和5年12月 （地方機関）	7地区8回（対面） 5地区18回（対面及びWEB）	延べ 約2,500人 延べ 約5,600人
公開研究セミナーin霞が関	令和5年11月29日（水） 30日（木）12月1日（金）	本府署1回（対面及びWEB）	延べ 約3,700人
申請直前 WEB公開研究セミナー	令和5年1月20日（土） 21日（日）	1回（WEB）	延べ 約3,800人 アーカイブ公開
WEB公開研究セミナー対面ネットワーク	令和5年8月～ 令和5年12月	10回（WEB）	延べ 約3,600人 アーカイブ公開
WEB公開研究セミナー	令和5年4月～9月 令和5年2月	2地区8回（WEB）	約900人
国家公務員OPEN 24	令和5年5月～9月 令和5年1月～2月 （文部科学省）	2回（対面及びWEB）	延べ 約1,800人
夏が暖 OPEN 24	令和5年3月 令和5年2月～3月	1回（対面及びWEB）	延べ 約2,400人
夏が暖 OPEN 24	令和5年3月 令和5年2月～3月	1回（対面及びWEB）	延べ 約1,500人 延べ 約6,300人 延べ 約16,400人
各地方事務局（所）主催のその他のイベント	随時	7地区30回（対面及びWEB）	約2,800人
就職採用試験WEB合同説明会	令和5年7月	1回（WEB）	延べ 約1,400人
国家公務員中継採用WEB説明会	令和5年3月	1回（WEB）	延べ 約140人

その他	開催時期	実施回数	参加人数
大学等主催就職ガイダンスへの登壇	随時	105大学等124回（対面及びWEB）	約5,300人 大学においてアーカイブ公開
民間企業主催 合同説明会・WEBセミナーへの登壇	随時	41回（対面及びWEB） ※うち就職希望者向け5回（対面）	延べ 約6,900人 ※うち就職希望者向け 約20人 コンテンツにより主催公 民からアーカイブ公開
メールマガジンの配信	随時	随時1回程度	有効配信数 約10,900人/回
Instagram、X（旧Twitter）、 YouTube及びTikTokの配信	随時	随時	—

第2部 令和5年度業務状況

No13. 令和6年版防衛白書（防衛省）

特集1 | 白書でひも解く

自衛隊発足70年の歩み

1954年7月1日に防衛庁・自衛隊が発足し、今年（2024年）で70年の節目を迎えます。また、令和6（2024）年防衛白書は、1970年の発刊から数えて50周年となります。

本誌では、防衛省（防）自衛隊が、国はもとより歩んだ70年を、過去50年の防衛白書の記述を中心に振り返り、その足跡を記録するものです。

※防衛白書刊行後の防衛省は、平成16年防衛白書（発足50年）、平成18年防衛白書（発足50年）の掲載などとともに、令和5年防衛白書まで50周年を掲載。

～自衛隊発足と漸進的な 防衛力整備の時代～

1949年
NATO加盟
ドイツ連邦共和国（西独）、
ドイツ民主共和国（東独）成立
中華人民共和国内閣成立
1950年
中ソ友好同盟相互援助協定の締結
朝鮮戦争勃発

1945年
終戦
戦後、連合軍の占領下で、
日本国憲法が公布され、
日本国憲法が発効された。
（昭和20年）

1950年
警察予備隊
創設
朝鮮戦争がはじまり、
在日米軍主力が朝鮮
半島に展開し、日
本国内の治安維持
が不安となつたこと
を受けて創設

1952年
保安庁設置
国内の治安維持のため
警察予備隊を統合し、
目的がより明確な
保安庁を創設するに
至る。

1953年
ソ連が初の水爆実験
米蘇相互防衛条約締結
米蘇相互防衛条約締結
米蘇相互防衛条約締結

1954年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1955年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1956年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1957年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1958年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1959年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1960年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1961年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1962年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1963年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1964年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1965年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1966年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1967年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1968年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1969年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1970年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1971年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1972年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1973年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1974年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1975年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1976年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1977年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1978年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1979年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1980年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1981年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1982年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1983年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1984年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1985年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1986年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1987年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1988年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1989年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1990年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1991年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1992年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1993年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1994年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1995年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1996年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1997年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1998年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

1999年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2000年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2001年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2002年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2003年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2004年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2005年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2006年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2007年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2008年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2009年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2010年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2011年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2012年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2013年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2014年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2015年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2016年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2017年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2018年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2019年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2020年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2021年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2022年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2023年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2024年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2025年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2026年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2027年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2028年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2029年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2030年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2031年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2032年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2033年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2034年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2035年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2036年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2037年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2038年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2039年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2040年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2041年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2042年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2043年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2044年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2045年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2046年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2047年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2048年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2049年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2050年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2051年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2052年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2053年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2054年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2055年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2056年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2057年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2058年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2059年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2060年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2061年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2062年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2063年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2064年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2065年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2066年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2067年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2068年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2069年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2070年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2071年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

2072年
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結
米露の相互防衛条約締結

20

No16. 令和6年版情報通信白書（総務省）

第2章 情報通信が果たした役割と課題

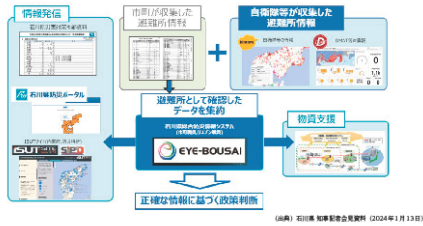
第1節 震災関連情報の収集と発信

① 震災関連情報はどのように収集・集約されたか

1 避難所情報の集約

今般の能登半島地震では、道路の寸断により奥能登へのアクセスルートが一部遮断する事象となり、指定避難所以外の自主避難や孤立集落が多数発生していたうえ、市町職員も被災したため、避難所状況を正確に把握することが困難であった。そこで、石川県は、市町のほか自衛隊や災害派遣医療チーム（DMAT）などが収集した避難所情報を一元集約するためのプラットフォームを構築し、1月14日から稼働。同17日から各避難所情報にIDを割り振り、他システムと連携する本格運用を開始した（図表1-2-1-1）。これにより、避難所情報の正確な把握が可能となり、避難所の物資調達を要望に応じて送るプル型支援への移行が可能となった。

図表1-2-1-1 避難所データ集約・可視化アプリケーションのイメージ

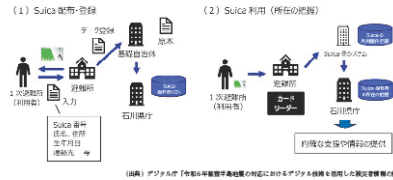


2 Suicaを活用した避難所情報の把握

石川県は1次避難所に来る避難者にそれぞれIDが付与されたSuicaを配布し、氏名・住所・生年月日、連絡先などの個人情報をひと付けてシステムに登録した。避難者が避難所を訪れたり、物資を受け取ったりする際に、避難所に設置のカードリーダーに配布したSuicaを読み込ませることで、避難者情報とニーズの正確な把握が可能となり、要請に基づいて物資を避難所に届けるプル型の物資支援を促進した（図表1-2-1-2）。なお、これまでデジタル庁では、避難所の避難者情報把握のためにマイナンバーカードを活用する実証を推進していたものの、今般の震災ではカード

リーダーの準備が間に合わなかったために活用が行われなかった^{※1}。

図表1-2-1-2 Suicaを使った避難所情報把握



② 被災者データベースの構築

2月19日、石川県の馳浩知事は、能登地域6市町の全住民約12万人の被災者データベースを構築したと発表した。基大な被害のため被災者が市町を越えて移動するなど、市町の行政サービスが届かなくなる事態に対して、被災者の所在地や要介護などの要配慮事項を記載したデータベースを活用することで、市町をまたいだ被災者の見守りや支援につなげている。

③ 各種データを活用した被害状況可視化

A リモートセンシング

人工衛星で観測されるデータは、被災地の状況を早期に確認・分析するための重要な情報の1つであり、宇宙ベンチャー企業を含むさまざまな民間企業等が衛星情報の公開や提供、分析を進めている。例えば、アクセススペースは、自社が開発・運用する小型光学衛星コンステレーションによる地球観測プラットフォーム「AxeGlobe」で観測したデータの特設ページで公開したほか、政府機関や自治体、報道機関に無償提供することを発表した^{※2}。また、QPS研究所は、小型SAR衛星「QPS-SAR」による観測データを政府機関や報道機関に提供し、災害対応等のために画像使用を希望する場合は問合せに応じて順次提供する旨を発表した^{※3}。両社のデータは、国立研究開発法人防災科学技術研究所（防災科研）による「令和6年能登半島地震に関する防災クロスビュー」にも掲載されている^{※4}。

※1：内閣デジタル大臣官舎事務局（令和6年1月26日）「デジタル庁」<https://www.digital.go.jp/news/minister-340126-01>
※2：アクセススペース「令和6年能登半島地震に関する衛星画像提供について」<https://www.access-space.com/news/20240219>
※3：QPS研究所「令和6年能登半島地震エリアに関する衛星画像提供について」<https://qps.net/news/1614>
※4：国立研究開発法人防災科学技術研究所（令和6年能登半島地震に関する防災クロスビュー）<https://www.bousai.go.jp/news/index.html?tag=16147763d938402920b86107677792>

No17. 令和6年版環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

第2節 ライフスタイルの転換

我が国は2050年までにネット・ゼロ、すなわち温室効果ガスの「排出量」から、森林吸収量による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを宣言しました。ネット・ゼロ達成のためには、国や地方公共団体、企業等という構成単位に加えて私たち生活者一人一人、今までの慣れ親しんだライフスタイルを変える必要があります。我が国の温室効果ガス排出量を消費ベースで見ると、全体の約6割が家庭によるものという報告があり、その必要性が明らかと言えます（図3-2-1）。

今までの「大量生産・大量消費・大量廃棄」型のライフスタイルが、私たちの衣食住を支える「自然」がもたらす様々な恵みである「生態系サービス」を劣化させていると言われています。グリーン社会実現のためには、「住まい」「移動」「食」「ファッション」の側面から、温室効果ガスの排出量を減らし、廃棄物を減らして3R+Renewableによる資源循環や自然資源を大事にする視点でライフスタイルを変えていく必要があります。

環境省では、2022年に、環境配慮製品・サービスの選択等の消費者の取組促進行動に対し、企業や地域等がポイントを発行する取組を支援する。食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業を開始し、日常生活の中で環境配慮に取り組むインセンティブを実現できるような環境を醸成し、消費者の行動変容を促すことで、脱炭素・循環型へのライフスタイルの転換を加速させていきます（図3-2-2）。2021年度補正予算の食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業について、これまで合計で48の事業者が推進事業を実施しました。本事業では事業者自らポイント発行を3年間継続することとしており、こうした取組を通じて、消費者の環境配慮行動に対するポイント発行を今後も拡大していきます。

図3-2-1 消費ベースでの日本のライフスタイルの温室効果ガス排出量

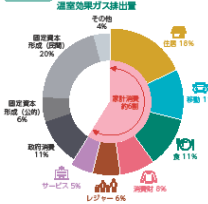
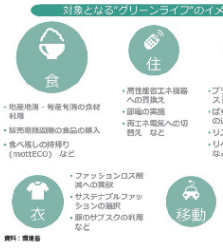


図3-2-2 対象となる「グリーンライフ」のイメージ



① 「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）

2050年ネット・ゼロ及び2030年度削減目標の実現に向けては、暮らし、ライフスタイル分野でも大規模なCO₂削減が求められます。そこで、環境省では、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を促すため、2022年10月に新しい国民運動（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を開始し、2023年7月に「デコ活^{※1}」を愛称として決定しました。

デコ活では、衣食住・廃・移動・買い物など、生活全般にわたる国民の将来の暮らしの全体像「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」を提案し、自治体・企業・団体等とも連携しながら、国民の脱炭素につながる豊かな暮らしに向けて取組を展開しています（図3-2-3）。

図3-2-3 新しい豊かな暮らしの提案内容



また、デコ活の開始と同時に発足した官民連携協議会（デコ活協議会^{※2}）に参画いただいている自治体・企業・団体等とも連携しながら、国民の豊かな暮らしを創ることを目指し、ライフスタイル転換を促す新たな消費・行動の喚起と国内外での製品・サービスの需要創出を推進しており、この取組を更に加速させるため、環境省のネット・ゼロを始めたとした暮らしに変わる予算をデコ活関係予算として取りまとめ、令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算には3,000億円増額を計上しています。デコ活の具体的な取組の一つとして、新設したWEBサイトにおいて、自治体・企業・団体等より重

※1：二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いCO₂（Eco）を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉。
※2：2024年3月時点のデコ活関係協議会参加者数：1,201団体（304自治体・614企業・286団体等）

No18. 令和5年版科学技術・イノベーション白書（文部科学省）

第1部 A) けもたら科学技術・イノベーションの発展

1-5. AIを活用した実験・研究室の自律化

A Iの科学での活用は、AIとロボット技術を組み合わせることで、研究実験の一部又は全部を自動化するという新たな進展をもたらしています。ロボットによる高度な化合物スクリーニングや、自動化された実験のセットアップだけでなく、ロボットが過去の研究データや論文からの情報を活用して新しい研究の設計を最適化しながら、センサーや高度な計測装置からのデータをリアルタイムで収集・分析し、仮説の検証・検証を行うなど、自律的な実験・研究の実現に向けた取組も始められています（第1-4-4図）。

第1-4-4図 実験・研究室の自動化・自律化の取組例

名称	大学等	概要
mobile robotic chemist	英国・リバプール大学	水から水素を作る高性能な光触媒の探索を目的とした実験を行うことができる移動ロボット。8日間で688の実験を行ったことを2020年に発表。
Self-Driving Lab	カナダ・トロント大学	AI、ロボット工学、高性能計算を組み合わせて、新しい材料や分子の発見を加速。
AI Lab	米国・ローレンス・バークレー国立研究所	ロボットとAIの導入により、材料研究のペースを100倍に加速。
自律物質探索ロボットシステム	東京工業大学	機械学習と空間動作を繰り返す機械を融合した自律的物質探索ロボット。
自動実験ロボット	理化学研究所、大阪大学	手先になメタとビペットを取り付けたロボットアームと、コンピュータ上で構築した実験環境の3次元モデルを組み合わせて、適切な実験操作を自律的に生成することが出来るAIを開発・活用して、観測の精度を向上させるなど、きめ細かな実験が自動化できることを実現。

資料：公開情報を基に文部科学省作成

第1-4-5図 自律的な物質探索ロボットシステム

提供：東京工業大学

第1-4-6図 見て考える自動実験ロボットと植物へのきめ細かな選別装置

提供：理化学研究所

第1-4-7図 抗体創薬研究を支援する遺伝子クローニングシステム及びAI技術

提供：中外製薬株式会社

第1-4-8図 見て考える自動実験ロボットと植物へのきめ細かな選別装置

提供：理化学研究所

第1-4-9図 自律的な物質探索ロボットシステム

提供：東京工業大学

第1-4-10図 自律的な物質探索ロボットシステム

提供：東京工業大学

46

No19. 令和6年版食料・農業・農村白書（農林水産省）

トピックス2 「物流の2024年問題」への対応を推進

「物流の2024年問題」への対応を推進

令和6(2024)年度からトラックドライバーの時間外労働に上限が適用され、何も対策を講じなければ物流が停滞しかねない、「物流の2024年問題」が懸念されています。

以下では、労働時間規制等による物流への影響や物流の効率化に向けた取組等について紹介します。

（「物流の2024年問題」に直面）

物流は農林水産・食品産業を始めたとする経済活動や国民生活を支える社会インフラです。その一方で、人手不足や労働生産性の低下といった課題に直面しており、さらに、令和6(2024)年度4月に、物流産業における長時間労働の改善のため、トラックドライバーの時間外労働に年間960時間の上限が適用され、物流効率化に取り組まなかった場合、労働力不足により物流遅延がさらに進む懸念が懸念されています。

株式会社 N X 総合研究所の試算等によれば、令和元(2019)年度の輸送能力と比べると、令和6(2024)年度には14.2%(トラックドライバー14万人相当)の不足、さらに令和12(2030)年度には34.1%(トラックドライバー34万人相当)の不足となるなど、これまでのようには運ばなくなる可能性があると推計されています（図表 トピ2-1）。

また、公庫が令和5(2023)年7月に実施した調査によると、「物流の2024年問題」に対応するために必要な対策としては、物流業者との「運賃・手数料の交渉」の割合が40.4%で最も高くなっており、次いで「共同配送の活用」が25.9%、「ロットの変更」が19.1%となっています（図表 トピ2-2）。

図表 トピ2-1 労働時間規制等による物流への影響

図表 トピ2-2 「物流の2024年問題」に必要な対策(上位8位まで)

資料：株式会社NX総合研究所の試算等に基づき農林水産省作成

注：① 令和元年度は238社 ② 「物流の2024年問題」に必要な対策について」の調査への回答割合(複数回答可)

年度において、全体で輸送力を14.5ポイント改善させることが期待されています。

また、政策パッケージに基づく施策の一環として、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、令和5(2023)年6月に、発荷主事業者・着荷主事業者・物流事業者が早急に取り組むべき事項をまとめた「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」を策定しました。農林水産省では、これを参考に青果物、花き、加工食品等の各品目の分野や、生産者、卸売業者等の業界ごとに、物流改善に向けた「自主行動計画」を作成するよう呼び掛けを行っており、同年12月時点で103団体・事業者が策定しています。くわえて、同年10月に「物流革新緊急パッケージ」を取りまとめ、輸送力不足の解消に向け可能な施策の前倒しを図ったほか、同年12月には、全国各地・各品目の農林水産業者等の物流確保に向けた取組への後押しや負担軽減を図るため、農林水産大臣を本部長とする「農林水産省物流対策本部」を設置しました。

さらに、「物流の2024年問題」に対応し、物流の持続的成長を図るため、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」が第213回通常国会に提出されたところです。

（農林水産物・食品の物流確保に向けた取組を推進）

農林水産物・食品の流通については、その9割以上をトラック輸送に依存しており、産地が消費地から遠方に位置し長距離輸送が多い、手積み・手降ろし等の手荷役作業が多い、卸売市場や物流センターでの荷待ち時間も長いといった課題を抱えています。

農林水産省では、中継輸送による長距離輸送の削減、標準仕様のパレットやトラック予約システムの導入による荷待ち・荷役時間の削減、共同輸送による積載効率向上・大ロット化、鉄道・船舶へのモーダルシフトによるトラック輸送への依存度の軽減を進めることにより、農林水産物・食品の物流の確保に取り組んでいます。

（事例）花き物流の中継共同物流拠点を整備し、対応エリアを拡大(愛知県)

愛知県名古屋市の花き卸売業者である株式会社名産フラワーブリッジは、「物流の2024年問題」に対応するため、花きの中継共同物流拠点を整備し、対応エリアの拡大を図っています。

同社は、令和4(2022)年11月に日本緑化センターと共同で、愛知県稲沢市地方卸売市場内に「名産フラワーセンター」を整備しました。同施設は、高速道路のインターチェンジに隣接し、関東・関西へのアクセスが便利な地域に立地しており、同年度の取扱数量は7万3千ケースとなっています。

花きは、需要に応じた様々な品種を消費地市場に届ける必要があることから、長距離トラック等による遠隔産地からの輸送も行われています。一方で、鮮度を保持した状態で市場経由で小売店等まで輸送することが重要であることから、中継共同物流拠点を活用して集荷・幹線輸送・配送を分離しつつ、輸送効率を向上させていく必要があります。

同施設では、当初は中部圏の8市に中継を行っていましたが、関東や関西、北陸、長野県方面にも対応エリアを拡大しています。

今後とも、「物流の2024年問題」への対応を着実に進め、東海地域最大の花き市場として、花き産業の成長に貢献していくこととしています。

資料：株式会社名産フラワーブリッジ

44

（「物流革新に向けた政策パッケージ」を取りまとめ）

政府は、令和5(2023)年6月、「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において、緊急に取り組むべき抜本的・総合的な対策として「物流革新に向けた政策パッケージ」(以下「政策パッケージ」という。)を取りまとめました。当該施策の実施により、令和6(2024)

15

No20. 令和5年度文部科学白書（文部科学省）

(2) デフリンピック競技大会

デフリンピック競技大会は、4年に一度行われる聴覚に障害のある人の国際スポーツ大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。コミュニケーションは国際手話により行われ、競技運営上の聴覚的工夫以外にはオリンピックと同じルールで実施されます。夏季大会は2022（令和4）年5月に、ブラジルのサンパウロにおいて第24回大会が開催されました。95名の日本代表選手が大会に派遣され、過去最多となる30個（金12個、銀8個、銅10個）のメダルを獲得しています。冬季大会は2024（令和6）年に、トルコのエルズルムにおいて第20回大会が開催されました。39名の日本代表選手が大会に派遣され、7個（銀4個、銅3個）のメダルを獲得しています。

2025（令和7）年には、東京で日本初となる夏季大会が開催されます。70から80の国と地域より約3,000人のデフアスリートが参加し、21競技が実施される予定です。大会ビジョンとして、①デフスポーツの魅力や価値を伝え、人々や社会とつなぐ、②世界に、そして未来につながる大会へ、③「誰もが関心を抱き力を発揮できる」共生社会の実現を掲げています。また、2023（令和5）年9月に、筑波技術大学の学生が人々のつながりを意味する「輪」をテーマに制作したエンブレムが、大会エンブレムとして決定されました（図表2-6-9）。

図表2-6-9 東京2025デフリンピック大会エンブレム



(3) スペシャルオリンピックス世界大会

スペシャルオリンピックス世界大会は、4年に一度行われる知的障害のある人のスポーツの世界大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。2023（令和5）年はドイツのベルリンで夏季大会が開催され、2025（令和7）年3月はイタリアのトリノで冬季大会が開催される予定です。

第6部 スポーツの成長産業化

スポーツの持続的な発展のためには、官民連携による取組の促進によりスポーツへの民間投資を呼び込むとともに、プロスポーツや地域スポーツの「輪」の連携により、人材や資金が循環する仕組みを創出することも重要です。スポーツの成長産業化に向けて、地域活性化の核となるスタジアム・アリーナ改革や、スポーツイベントにおいて産・官・学・民の協働を促進するスポーツ・ビジネス・イノベーションを推進するオープンイノベーション等の取組を進めています。

1 スタジアム・アリーナ改革の推進

スタジアム・アリーナは、地域活性化の起爆剤となる潜在力の高基盤施設です。その潜在力を最大限発揮させるため、これまでスポーツ庁では、国内の先進事例等をまとめた「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック（第2版）」の公表や、相談窓口の設置、専門家派遣等を通じて

第7部 スポーツを通じた地域活性化

1 地域のスポーツ施設の整備・運営

地域住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる場として、地域のスポーツ施設は重要な役割を果たしています。スポーツ庁では、施設の老朽化や財政的制約等に伴う地域住民のニーズに対応していくため、引き続き学校施設環境整備交付金等による社会体育施設・学校体育施設に対するハード面の支援を行いました。そのほか、スポーツ施設の

2 スポーツ・健康まちづくりデザイン学生コンペティションの開催



第8部 スポーツ・健康まちづくりデザイン学生コンペティションの開催

2024年パリオリンピック大会のマラソン日本代表選手選考会「マラソングランドチャンピオンシップ」が開催されました。現在、国立競技場の運営管理は日本スポーツ振興センター（JSC）が行っていますが、民間事業者のノウハウと創意工夫を活用して、効率的な運営や利用促進による収益拡大などを図るため、民間事業化に向けた手続きを進めています。

2 国立スポーツ施設

2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開閉式及び閉上競技の会場としても利用された国立競技場は、国際的・全国的なスポーツ大会などが開催されるスポーツ振興の中核的な拠点として活用されています。令和5年度は、Jリーグや大学ラグビーなどのほか、

No21. 令和6年版厚生労働白書（厚生労働省）

第2部 現下の政策課題への対応

第8部 豊かで充実した勤労者生活の実現

1 中小企業退職金共済制度について

中小企業退職金共済制度は、独力で退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的とした制度である。主に常用労働者を対象とする「一般の中小企業退職金共済制度」と、厚生労働大臣が指定した特定の業種に期間を定めて雇用される労働者（期間雇用者）を対象とする「特定業種退職金共済制度」があり、現在、特定業種として、建設業、酒造・醸造業及び林業が指定されている。2024（令和6）年3月末現在、加入労働者は約573万人であり、2023（令和5）年度の退職金支給件数は約35.7万件、退職金支給金額は約4,585億円となっている。

2 勤労者財産形成促進制度について

勤労者財産形成促進制度は、勤労者が豊かで安定した生活を送ることができるよう、その計画的な財産形成を促進するため、勤労者の自主的な努力に対して事業主及び国が支援するもので、財形貯蓄制度や財形融資制度等がある。

2023（令和5）年3月末現在、財形貯蓄契約件数は約636万件、貯蓄残高は約15兆円となっている。また、財形融資貸付件数は約5万件、貸付残高は約4,012億円となっている。

3 労働者協同組合法について

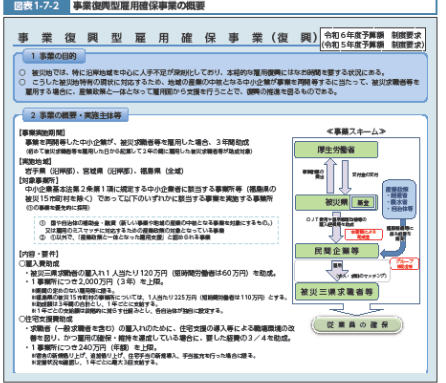
持続可能で活力ある地域社会を実現するため、出資・意見反映・労働が一体となった組織であって、地域に貢献し、地域課題を解決するための非営利の法人を、簡便に設立できる制度として制定された「労働者協同組合法」（令和2年法律第78号）が2022（令和4）年10月1日に施行された。

政府においては、労働者協同組合を通じて地域における多様な需要に応じた事業が実施され、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題解決に繋がるよう、労働者協同組合の更なる普及・活用促進を図る。

4 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律について

中小事業主が行う事業に従事する者等の安全・健康の確保及び福利厚生等の充実を図るため、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図るとともに共済制度を整備することを内容とした、「中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律」が、令和5年度に成立した。

図表1-7-2 事業復興型雇用確保事業の概要



第1部 働き方改革の推進と持続可能な社会の実現

第1章 働き方改革の推進と持続可能な社会の実現

第2章 働き方改革の推進と持続可能な社会の実現

(2) ハローワークでの就職支援等

ハローワークにおいて、求職者ニーズに応じた求人を開拓・確保するとともに、求職者に対しては、担当者制による個別の職業相談・職業紹介や、職業訓練への誘導を行うなどきめ細かな就職支援を実施している。また、ハローワークの全国ネットワークを活用し、被災3県も含めた広域的な求人情報提供、マッチング等の支援を実施している。

(3) 福島県内外への避難者に対する支援

原子力災害の影響により、現在もなお避難を余儀なくされている方がいる。そうした方々の就職支援は極めて重要な課題であり、前記の対策を講ずるほか、避難指示区域等からの避難者の就職を支援する「福島避難者帰還等就職支援事業」を2013（平成25）年度より実施している。

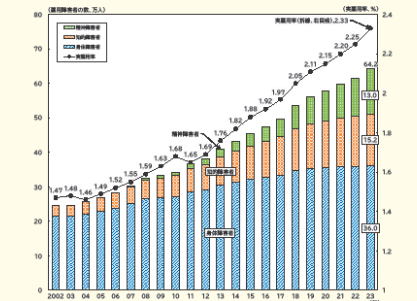
具体的には、避難解除区域に帰還する労働者の雇用の安定に取り組む地域の関係者から構成される協議会に委託して、各種相談、就職支援セミナー等を実施するほか、「福島就職支援コーナー」を宮城、山形、埼玉、東京、新潟、大阪労働局管内のハローワークに設置し、福島県へ帰還して就職することを希望する者等に寄り添ったきめ細かな支援等を実施している。

No22. 令和6年版労働経済白書（厚生労働省）

第1部 労働経済の推移と特徴

第1-(2)-11図 障害者雇用の概観

- 2023年の民間企業の雇用障害者数は20年連続で過去最高。実雇用率は2.33%と12年連続で過去最高。
- 障害者別にみると、近年、特に精神障害者の伸び率が大きい。



資料出所 厚生労働省「障害者雇用状況の集計結果」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
(注) 1) 適用義務のある企業（2012年までは50人以上未満、2013～2017年は50人以上未満、2018～2020年は45人以上未満、2021年以降は45人以上未満の企業）における毎年全1日報告の障害者の雇用状況を集計したものである。
2) 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。
～2005年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短期間労働者
重度知的障害者である短期間労働者
2006年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
～2010年 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短期間労働者
重度知的障害者である短期間労働者
精神障害者
精神障害者である短期間労働者（精神障害者である短期間労働者は0.5人でカウント）
2011年～ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短期間労働者
重度知的障害者である短期間労働者
精神障害者
精神障害者である短期間労働者（身体障害者である短期間労働者は0.5人でカウント）
知的障害者である短期間労働者（知的障害者である短期間労働者は0.5人でカウント）
精神障害者である短期間労働者（精神障害者である短期間労働者は0.5人でカウント）
(※) 2018年以降は、精神障害者である短期間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については1人とカウントしている。発達障害者は精神障害者に含まれている。
①通算年の3年前の年に属する6月2日以後に雇用された者であること
②通算年の3年前の年に属する6月2日より前に雇用された者であっても、同日以後に精神障害者登録簿に手続を登録した者であること
3) 法定雇用率は、2012年までは1.8%、2013～2017年は2.0%、2018～2020年は2.2%、2021年以降は2.3%となっている。

30

第2章 雇用情勢の動向

- 障害者の法定雇用率の達成割合は、従業員数「1,000人以上」の企業で7割弱、1,000人未満の企業で4～5割程度

企業の障害者雇用の状況についてもみてみよう。第1-(2)-12図により、障害者の法定雇用率の達成状況についてみると、長期的には上昇傾向にあるが、2023年6月1日時点で、2022年から1.8%ポイント上昇の50.1%となっている。

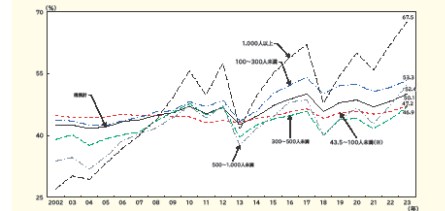
企業規模別に達成状況をみると、2002年に達成割合が最も低かった「1,000人以上」の企業は大きく上昇しており、2023年は全ての企業規模で上昇がみられ、特に従業員数「1,000人以上」の企業では約7割近くまで進んでいる。一方、1,000人未満の企業ではいずれも4～5割程度となっており、長期的には緩やかに上昇している。2000年代半ばまでは他の企業規模と比較して高い水準だった100人未満の企業は、ほぼ横ばいで推移している。

達成割合は法定雇用率の改正によって変化する可能性がある。過去に改定された年では、全ての企業規模で達成企業割合の低下がみられた。2021年3月に法定雇用率が2.3%に引き上げられていたが、2022年、2023年は上昇している。法定雇用率は、2024年4月からは2.5%に引き上げられ、2026年7月からは2.7%とする改定が予定されており、こうした制度改正が影響する可能性もある。

また、障害者雇用ゼロ企業（法定雇用率未達成企業のうち障害者を一人も雇用していない企業）については、障害のある労働者への配慮や企業のニーズは個々に異なるため、企業ごとのニーズに合った支援計画やジョブコーチ⁶などの定常支援など、個々の企業や障害者に寄り添ったきめ細かな支援が重要となるだろう。

第1-(2)-12図 障害者雇用の法定雇用率の達成状況

- 法定雇用率の達成割合は、従業員数「1,000人以上」の企業で7割弱、従業員1,000人未満の企業では4～5割程度となっている。
- 法定雇用率が改定された2013年（1.8%→2.0%）、2018年（2.0%→2.2%）、2021年（2.2%→2.3%）には、達成企業割合が低下しているが、2022年、2023年は上昇。



資料出所 厚生労働省「障害者雇用状況の集計結果」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
(注) (※) は、2012年までは50～100人未満、2013～2017年までは50～100人未満、2018～2020年までは45～100人未満、2021年からは45.5～100人未満。

- 6 職場適応援助者（ジョブコーチ）は、障害者の職場適応に支援がある場合に、職場にジョブコーチが出向いて、障害特性を踏まえた専門的な支援を行い、障害者の職場適応を図ることを目的としている。

31

No23. 令和6年版自殺対策白書（厚生労働省）

第2章 こどもの自殺の状況と対策

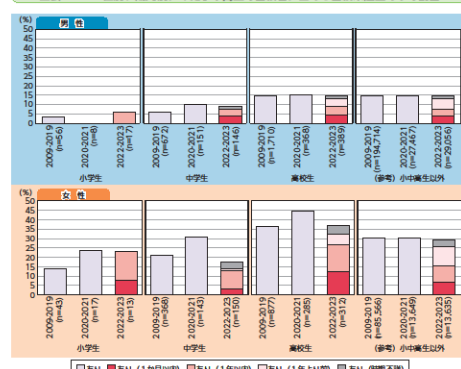
- (5) 小中高生の自殺者における自殺未遂歴

自殺者急増前（2009～2019年）、自殺者急増期（2020～2021年）、自殺者急増後（2022～2023年）の各期間について、小中高生の自殺者に占める自殺未遂歴ありの割合の推移を図表2-16に示す。これによると、女子小中高生においては、自殺者急増期に自殺未遂歴ありの割合も増加していることが分かる。女子小中高生は、自殺者急増後は自殺

未遂歴ありの割合は減少しているが、女子小学生では、自殺者急増後も横ばいで推移している。

自殺者急増後においては、自殺統計原票が改正され、自殺未遂の時期についても把握可能となった。小中高生では男女ともに自殺未遂があった時期が自殺の1年以内である場合が過半数を占め、特に女子小学生や女子高校生では、自殺の1か月以内に自殺未遂歴があった自殺者の割合が高い。

図表2-16 性別、期間別にみた小中高生の自殺者に占める自殺未遂歴ありの割合



※自殺統計原票の改正によって自殺未遂歴の有無を記入することになったのは04年分（2022年以降）であるため、それ以前は、自殺未遂歴の有無について区分けされていない。

資料：警察庁自殺統計調査データより厚生労働省作成

COLUMN 5

自傷・自殺未遂レジストリ (JAPAN Registry of Self-harm and Suicide Attempts) の若年症例の概況について

（一般社団法人のちえと心自殺対策推進センター・厚生労働大臣政策実現推進法人）自殺総合対策部 自殺未遂支援推進 青木 聡

事業紹介 自殺未遂は自殺の最大リスク因子である。日本臨床救急医学会などの支える自殺対策推進センターは、2022年12月に、救命救急センターを対象とした自傷・自殺未遂者の登録システムである自傷・自殺未遂レジストリ（JAPAN Registry of Self-harm and Suicide Attempts、以下「JARSA」という。）の運用を開始した。JARSAは自傷・自殺未遂の頻度、症例の背景、手法などの把握を把握し、自殺対策に貢献していくことを目的としている。2024年5月31日までに全国57の救命救急センターへの参加を得ており、2023年12月31日までに自傷・自殺未遂で受診した症例の登録は1987件に上る。大部分が救命救急センターである。うち194件が18歳以下の若年者であった。その概況を報告する。収集されたデータは通常の救命診療のなかで取得された情報であり、個人情報保護は含まない。

18歳以下の症例の概要

18歳以下の症例194件のうち、12歳以下が9件、13-15歳が69件、16-18歳が116件であった。18歳以下の症例グループのうち146件（75.3%、以下本報告における割合は有効な回答があった場合に占める割合）が女性であり、手段としては、過量服薬が最も多く128件（66.7%）であり、次いで飛び降り35件（18.2%）であった。受診後1か月以内の死亡で定義した自殺既遂は14件（7.3%）であった。

少なくとも112件（64.4%）に精神科受診歴があり、97件（65.5%）に過去の自傷・自殺未遂歴があった。本レジストリは、救命診療内での情報収集に基づいており、これらの割合は過小評価されている可能性がある。特に既往歴などで背景情報に欠陥が多い点に注意が必要である。

18歳以下のグループと比較すると、18歳以下のグループではやや女性が多い、過量服薬、飛び降りの手段がやや多い、精神科受診歴がある例がやや少ない、自傷・自殺未遂歴がある例がやや多い、といった傾向があることが観察された。

自傷・自殺未遂による受診にあたって、147件（76.2%）が精神科コンサルトを受けており、127件（66.8%）が新たな支援機関への連携又は何らかの情報提供が行われていた。これらの支援機関としては精神科等医療機関が多く、自治体等も認められた。

表 18歳以下と18歳以上の比較

	18歳以下 (194件)*	18歳以上 (1792件)*
女性	146/194	75.3%
既述	141/193	7.3%
手段**		
過量服薬	128/192	66.7%
飛び降り	35/192	18.2%
刃物	13/192	6.8%
溺死	10/192	5.2%
その他*	14/192	7.3%
精神科受診歴あり	112/174	64.4%
自傷・自殺未遂歴あり	97/148	65.5%
受診後精神科コンサルトあり	147/193	76.2%
新たな支援機関への連携又は何らかの情報提供	127/190	66.8%

割合は、不明、欠損を除く有効な回答があった場合に占める割合である。
*18歳以下は194件であり、18歳以上は1792件である。
**飛び降り以外の手段は、その他は、その他の手段は194件と同一グループに分類されている。

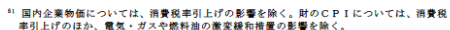
歳入

地方税収の人口1人当たり税収額の指数(全国平均を100とした場合)



「小都市」とは人口10万人未満の市をいいます。

第1章 マクロ経済の動向と課題 第2節 デフレに後戻りしない経済成長の構築



（国内需要デフレーター上昇率は2%台で推移）
 最後に、GDPデフレーターの数値を確認する（第1～2～7図）。GDPデフレーターは、国内で生産された付加価値の価格であり、輸入品は、国内で生産された付加価値を構成するものではなく、海外で生産された付加価値に由来するものであることから、輸入物価が上昇する局面では、GDPデフレーターを押し下げる方向に作用する。今回の物価上昇局面が始まった2021年以降をみると、2022年7～9月期にかけて、輸入物価の上昇幅が高まる中で、GDPデフレーターの上昇率は2%台で推移している（図表1）。これは、国内需要デフレーターの上昇率とほぼ一致している。